様式第20号(第55条)

| | 賃 | 金 計 算 期 間 | 分 | 分 | 分 | 分 | 分 | 分 | 分 | 分 | 氏名 |
|----------|--------------|-------------|------------|-----------------|------------|---------------|--------|---------------|---------------|---------------|----|
| | 労 | 働 日 数 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | |
| 任 | 労 | 働 時 間 数 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | |
| 賃 | 休 | 日労働時間数 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | |
| | 早 | 出残業時間数 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | |
| 金 | 深 | 夜 労 働 時 間 数 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | |
| | 基 | 本 賃 金 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | 所? | 定時間外割増賃金 | 巴 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 台 | | 手当 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| Н | 手 | 手当 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | 手当 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 帳 | 当 | 手当 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 性別 |
| TIX | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | 小 計 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 所属 |
| 働常 | 非 | 課税分賃金額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 者時に使 | 臨 | 時の給与 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 対用 | 賞 | 与 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 者に対するよ | | 合 計 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | |
| もる の労 | 社会 | 健 康 保 険 | FI | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 37 | | 厚生年金・保険 | FI | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | 料控 | 雇 用 保 険 | 円 | 円 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | 除 | 小 計 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | |
| | _ | 差引残 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 職名 |
| | 17 | 所 得 税 | 円 | 円 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | 除 | 市町村民税 | 円 | 円 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | 金 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | 小 計 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | |
| | 実 | 物給与 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | 差 | 引 支 払 金 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | |
| | | 領 収 印 | <u>月</u> 印 | <u>月</u> 印 日 | <u>月</u> 日 | <u>月</u> 日 | 月 日 | <u>月</u> 日 | <u>月</u> 日 | <u>月</u> 日 | |

(郵便番号 (フリガナ) 職 住 氏 整 理 甲欄 乙欄 番 号 名 名 年 月 (生年月日 明・大・昭・平・令 日) 除対象親族 前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 従たる絵具 特定 扶養 親族 除象 養 は から控除す 同上の税額につ 月別 還付又は徴収した税額 月 別 還付又は徴収した税額 差引残高 学生 る源泉控制 控除 配偶者象扶養親族 親族同 同居その他本人・配・本人・配・配・表親等をの他扶(人)扶(人)扶(ひとり親 き還付又は徴収 0 対象配偶者 申告月日 した月区分 と 源泉控制 等 寡・ひ 有・無 対象親族の 区 月 支 給 引 社会保険料等 ||扶養親 年末調整 0 合 計 数 総支給金額 料等の 控除後の給与 族等の 算出税額 による過 有・無 当初 有・無 寡・ひ 等の金額 分|分|月|日 控除額 数 不足税額 徵収税額 告 和 有 有・無 有・無 寡・ひ 種 27 (寡婦) 35 (ひとり親) 8 38 63 58 48 40 27 27 75 控除 無 年 額 (万円) X 分 税 額 金 等 (1) 門(3) 料 手 当 給 給 与 等 (4) (6) 賞 計 $\overline{(7)}$ (8) 4 与 料 給与所得控除後の給与等の金額 (9) 所得金額調整控除の適用 所 (1円未満切上げ、最高150,000円) 所得金額調整控除額 有・無 ((⑦-8.500,000円)×10%、マイナスの場合は0) (※適用有の場合は⑩に記載) 給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (11) 社会保 給 与 等 か ら の 控 除 分 (② + ⑤) (12) 配偶者の合計所得金額 に 険料等申告による社会保険料の控除分 (13) 円) 対 控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分 (14) 旧長期損害保険料支払額 生命保険料の控除額 (15) す 円) 地震保険料の控除額 (16) 12のうち小規模企業共済 等掛金の金額 配偶者(特別)控除額 (17)円) 特定親族特別控除額 (18) ③のうち国民年金保険料 扶養控除額及び隨害者等の控除額の合計額 (19) 泉 等の金額 当 控 20 10 円) 徴 得控除額の合計額 (12 + 13 + 14 + 15 + 16 + 17 + 18 + 19 + 20)収 22) 23 差引課税給与所得金額(①-②)及び算出所得税額 11 簿 (特定增改築等) 住宅借入金等特別控除額 24) 年調所得税額(23-24、マイナスの場合は0) (25) 12 (100円未満切捨て 26) 整 29 × 1 0 2 . 1 %) (1) (2) (3) 計 27) 差 引 超 過 額 又 は 不 足 額 (⑩ - ⑧) 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 (税率 %) 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 29 超過額 賞 (税率 %) (30) 差 引 還 付 す る 金 額 (27-29) の精算 同上の一本年中に還付する金額 (税率 %) 翌年において還付する金額 (32) 33 本年最後の給与から徴収する金額 不足額 (4) (5) (6) 計 の精算 翌年に繰り越して徴収する金額

| | 月 区 分 | 支給月日 | 基 | 本 | | 手当 | | 手当 | 手当 | | 総支給金額 | 給与等から控 除された小規 模企業共済等 掛金の金額 |
|-------------------|----------|------|-----|----|---|--------|----|----|-------|----|--------------|---|
| 給 | | | | | 円 | 円 | | 円 | | 円 | H | PI |
| 料 • | | | | | | | | | | | | |
| 手 | | | | | | | | | | | | |
| 当 | | | | | | | | | | | | |
| 等 | | | | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | | + | | |
| 支 | | | | | | | | | | | | |
| 給 | | | | | | | | | | | | |
| 金 | | | | | | | | | | | | |
| 額 | | | | | | | | | | | | |
| の | | | | | | | | | | | | |
| 内 | | | | | | | | | | | | |
| 訳 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 災害減 | 免法 | 申請 | 書の受 | 付月 | H | 徴収猶予承認 | 月日 | 徴 | 収猶予期間 | | 雑損失又は終ある場合の徴 | |
| 災害減 による 猶予関 | 徴収 係 | | 月 | | 日 | 月 | 日 | 自至 | 月月 | 日日 | | Н |

| | 給与を支給する賞与の | | 支給する賞与の金額 の給与の10倍を超え | | |
|---|------------|-----|--|-----|-----|
| 区分 | 第1回 | 第2回 | 区分 | 第1回 | 第2回 |
| 支給月日 | • | • | 支給月日 | • | • |
| 社会保険料等控除後 の 賞 与 の 金 額 | 円 | PI | 社会保険料等控除後の 賞 与 の 金 額 ① | 円 | 円 |
| ① $\times \frac{1}{6}$ \mathbb{Z} if $\frac{1}{12}$ ② | | | ① \times $\frac{1}{6}$ 又 は $\frac{1}{12}$ ② ② $+$ 前月の「社会保険料等 ② | | |
| , | | | 控除後の給与等の金額」 | | |
| ②に対する月額表 に 定 め る 税 額 | | | ③に対する月額表に 定める税額 | | |
| 算 出 税 額 | | | ④-前月の「社会保険料等 控除後の給与等の金額」 に対する月額表の税額 | | |
| $ \begin{bmatrix} 7 & 1 & 1 & 1 \\ 3 & 6 & 7 & 1 & 12 \end{bmatrix} $ | | | 算 出 税 額 (⑤×6又は12) | | |

【源泉徴収税額表の改正】

令和8年1月から源泉徴収税額表が変わります!!

また、扶養親族等の合計所得金額要件等が変更されています。 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

令和8年分 源泉徴収税額表 Q



【年末調整がよくわかるページ】

国税庁ホームページに「年末調整がよくわかるページ」を開設し、年末調整に 関する様々な情報を提供しています。

年末調整がよくわかる



※ 令和8年分の各種情報については、令和8年10月頃に掲載いたします。

【キャッシュレス納付のご案内】

源泉所得税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に赴く必要がなく、自宅や 事務所などからの納付手続が可能な「キャッシュレス納付」が便利です。

詳しくは、国税庁ホームページにおいて、e-Taxを利用した源泉所得税の納付 手続を解説した動画等を公開しておりますので、ご覧ください。

- ※ 源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前に e-Tax で所得税徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。
- ※ 所得税徴収高計算書データの作成・送信からキャッシュレス納付手続ま での流れを体験することができる「源泉所得税のキャッシュレス納付体験 コーナー |をこちらからご利用いただけます。



キャッシュレス納付について



体験コーナー

从上式组业不计美协阶等 / 田科》由生妻

| | | | 节和8年分 給与所得 | 者の扶養 | を控 际 寺 | (| 甲古書 | | | |
|---|--------------------------------------|------------------------|------------------------------|--|---------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|---------------------------|---|---|
| ŕ | 唐税務署長等 | 給与の支払者 | (フリ | Jガナ) | | | あなたの生年月日 | 明・大・昭 平・令 | 年 月 | B |
| | | の名称(氏名) | あなた | たの氏名 | | 世帯主の氏 | | X | | 従たる給与についての扶養控除 |
| | 税務署長 | | D申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。 | の個人番号 | | P | あなたとの続柄 | | | 等申告書の提出 (提出している場合 (には、○印を付け) てください。 |
| | 市区町村長 | 給与の支払者 の所在地(住所) | | たの住所 (郵便番 : 居 所 | 号 - |) | | | 配偶者 の有無 有・ | 無 |
| (- | | | た自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいず | れにも該当しない」 | 場合には、上記の | 各欄を記載して終 | 合与の支払者に扱 | 是出してください | ,° | |
| | E C M | (フリガナ |) 個人番号 | 老人扶養親族 (昭32.1.1以前生) | 令和8年中の | 非居住者であ | る親族(注1) | 住所又は居所 | | 異動月日及び事由 |
| | 区 分 等 | 氏 | 名 あなたとの続柄 生年月日 | 特定扶養親族·特定親族 (平16.1.2生~平20.1.1生) | 所得の見積額 | 生計を一に | こする事実 | 住 所 又 | 令和8年中に異動があった 場合に記載してください (以下同じです。)。 | |
| A 源 泉 控 除 A 対象配偶者 | | | 明·大 | | П | (該当する場合は○印 | | | | , |
| | | | 昭·平 | □ 同居老親等 | 円 | | ミ満又は70歳以上 | | | |
| - | | 1 | | □ その他 | | □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の3 | 7払 | | | |
| - | | | 明·大昭·平 | 17/2000/ | | | | | | |
| = | | | | □ 同居老親等□ その他 | | □ 16歳以上30歳ぇ □ 留学 □ 障害者 | 未満又は70歳以上 | | | |
| ŀ | 源泉控除 | | 明・大昭・平 | □ 特定扶養親族 | - 円 | □ 障害有 □ 38万円以上の3 | 艺払 | | | |
| | B 対 象 親 族 (16歳以上) (平23.1.1以前生) | | Mi Tr | □ 特定親族□ 同居老親等□ その他 | H | □ 留学 | ₹満又は70歳以上 | | | |
| 控除を受け | | 3 | 明・大昭・平 | □ 特定扶養親族 □ 特定親族 | - 円 | □ 障害者 □ 38万円以上の3 | 艺払 | | | |
| 5 | | 4 | | □ 同居老親等 □ その他 | | □ 留学□ 障害者 | ミ満又は70歳以上 | | | |
| | | | 明·大 昭·平 | □ 特定扶養親族□ 特定親族 | 円 | □ 38万円以上の3 | 艺払 | | | |
| | | □ 障害者 区分 該当者 | 者 本 人 同一生計扶養親族 □寡 婦 | 障害者又は勤労 | 学生の内容(この欄 | の記載に当たっては | .裏面の「2 記載に | ついてのご注意」の(| 9)をお読みください。) | 異動月日及び事由 |
| | 障害者、寡婦、 一般の障害者 (人) □ ひとり 親 | | | | | | | | | |
| | C ひとり親又は 勤 労 学 生 | | ─────── □ 勤 労 学 生 │ | | 「源泉控除対象配偶者 当する親族が特定親族で | | | | ださい。 | |
| | | 上の該当する項目及び欄にチェック | | | ・養親族には該当しませ | んので、あなたの障害者 | 控除の対象にはなりま | せん。 | | |
| | 他の所得者が | 氏 名 | あなたとの 生年月日 住戸 | 所 又 は 居 | 所 | <u> </u> | を受ける他 あなたとの続柄 | 出の所得者 | 居所 | 助月日及び事由 |
|) | 控除を受ける 扶 養 親 族 等 | | 明·大·昭 平·令 | | | | | | | |
| | 10 13 机 次 守 | | 明·大·昭 平·令 | | | | | | | |
|) f | 民税に関する | 事項 (この欄は、地方税法第4 | 45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払 | 4者を経由して市区町 | J 村長に提出する給 | 与所得者の扶養親 | 族等申告書の記載 | 欄を兼ねていま | す。) | |
| | | (フリガナ) 氏 名 | 個人番号がたの続 | 生年月日 | 住所 | 又 は 居 | 所 控除対 | け象外国外扶養親 場合は○印を付けてください | 族 令和8年中の 所得の見積額(※) | 異動月日及び事由 |
| 16歳未満の 扶 養 親 族 (平23.1.2以後生) | | 1 | | 平。 | | | | | H | |
| | | | | 平 | | | | | | |
| | | (711 # +) | | ÷ 令 | | | T | フ 如 4レ 人 エ | 10年中の 簡字 | |
| | 手当等を有する 者・扶養親族 | | 個人番号 がないの続 | | 住 所 又(| は /白 /기 | 非居住者であ 該当する項目にチェックを付 | る親族 令木所得 | 18年中の 障害者の見積額(※) 区 分 | 兵動月日及び争出 |
| | 定親族 | | | 明·大·昭 平·令 | | | 配偶者 30歳未満又は70歳以上 □ 1 陰宝者 □ 2 | 習学 9万円ワトのませ | □ 一般円 □ 特別 | |



類

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、令和8年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- この申告書に記載すべき事項が令和7年においてその給与の支払者を経由して提出した申告書に記載した事項から異動がない 場合には、その記載すべき事項に代えて「異動がない」旨を記載した申告書(以下「簡易な申告書」といいます。)を提出するこ とができます。簡易な申告書の提出に当たっては、国税庁ホームページに掲載している「記載のしかた」をご確認ください(表 面の二次元コードからもご確認いただけます。)。
- (3) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動 後の内容に補正してください。
- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは、源泉控除対象配偶者に係る配偶者(特別)控除、源泉控 除対象親族に係る扶養控除又は特定親族特別控除及び障害者控除等の控除額の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配 偶者や源泉控除対象親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- (5) 年末調整において、基礎控除、配偶者(特別)控除又は特定親族特別控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給 与所得者の基礎控除申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」又は「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を作成し、令 和8年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

- (1) この申告書を簡易な申告書として提出する場合には、「あなたの氏名」、「あなたの住所又は居所」及び「あなたの個人番号」欄 を記載し、前年に提出した申告書に記載した事項から異動がない旨を余白等に記載してください。
- (2) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族、年齢16歳未満の 扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族のマイナンバー (個人番号) を記載する必要がありますが、一定 の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (3) 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー(個 人番号)を記載してください。
- (4) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払 者から受ける給与をいいます。
- (5) 源泉控除対象親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であ る場合には、同欄の「その他」にチェックを付けてください。
- また、源泉控除対象親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族・特定親族」欄の「特定扶養親族」に、特定親族であ る場合には、同欄の「特定親族」にチェックを付けてください。
- (6) 「令和8年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記載してください。所得の種類が給与で ある場合には、収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額が給与所得の金額となります。
 - なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の 配当等などについては、源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (7) 源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。 また、源泉控除対象親族が非居住者である場合には、次のとおり、「非居住者である親族」欄の該当する項目にチェックを付け
 - イ その親族の年齢が 16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上である場合…「16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上」
 - ロ その親族の年齢が30歳以上70歳未満で一定の要件を満たす人(下記4⑤ロ(い)に該当する人)である場合…「留学」、「障害者」 又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目(2以上の項目に該当する場合はいずれか1つ)
- (注)「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人をいいます。
- (8) 「生計を一にする事実 | 欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和8年中にその親族に送金等を した金額の合計額を記載してください(その非居住者が「特定親族」である場合にはこの欄を記載する必要はありません。)。
- (9) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
 - イ 障害者(特別障害者)…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの 障害者(特別障害者)に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害者 であるときは同居の有無)、マイナンバー(個人番号)(註)、住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び令和8年中の所得の 見積額(これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「源泉控除対象親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載してい る事項については、氏名を除き、記載を省略できます。)
 - また、その同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和8年中にその同一生計配偶者又は扶養 親族に送金等をした金額の合計額(送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。)
- (注) 一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。 ロ 勤労学生…学校名と入学年月日及び令和8年中の所得の種類とその見積額
- (注) 寡婦又はひとり親のみに該当する人については、この欄の記載を要しません。
- (10) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等(控除対象配偶者、障害者である同一生計配偶者、配偶者特 別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、障害者である扶養親族又は特定親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等と したり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の 氏名などを「D」欄に記載してください。
- (11) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢 16 歳未満の人を有する場合及び②退職手当等(源泉徴収されるものに限り ます。以下(11)において同じです。)の支払を受ける配偶者(所得の見積額が133万円以下である人に限ります。)、扶養親族又は特 定親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合(退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限ります。) に記載してください(住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含めないこととされています。)。 退職手当等の支払を受ける年齢 16 歳未満の扶養親族について、退職所得を含む所得の見積額が 58 万円を超える場合には、「16 歳 未満の扶養親族」欄は記載せず、「退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族」欄のみ記載します。また、「控除対象外国 外扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄を記載した場合には、下記3(2)の確認書類を令和9年3月15日までに住所所在地の 市区町村に提出しなければならない場合があります。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住ま いの市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

- (1) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で従たる給与を主 たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (2) 「A」~「C」欄に記載した親族が非居住者である場合に必要な添付書類等、手続の詳細 は、国税庁ホームページに掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を 受ける方へ」をご確認ください。
- (3) あなたが、勤労学生である場合(専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生の 場合に限ります。) には、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業 訓練法人の代表者の証明書を添付してください。



非居住者である親族について 扶養控除等の適用を受ける方へ

4 扶養親族等の範囲

【①同一生計配偶者】 所得者(この申告書を提出する人をいいます。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支 払を受ける人及び白色事業専従者(以下「青色事業専従者等」といいます。)を除きます。)で、令和8年中の所得の見積額が58 万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円以下)の人

【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和8年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者

【③源泉控除対象配偶者】 所得者(令和8年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色 事業専従者等を除きます。) で、令和8年中の所得の見積額が95万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が160万円以下) の人

(注) 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族(児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子及び老人福祉法の規定により養 護を委託されたいわゆる養護老人を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除きます。)で、令和8年中の所得の見積額が58万円以下の人

【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人

- イ 扶養親族が居住者の場合 年齢 16歳以上の人(平成23年1月1日以前に生まれた人)
- ロ 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人
- (イ) 年齢16歳以上30歳未満の人(平成9年1月2日から平成23年1月1日までの間に生まれた人)
- (ロ) 年齢70歳以上の人(昭和32年1月1日以前に生まれた人)
- (ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和32年1月2日から平成9年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国 内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和8年中において生活費又は教育費に充てるための 支払を38万円以上受けている人」

【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人 (平成 16 年 1 月 2 日から平成 20 年 1 月 1 日ま での間に生まれた人)

【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和32年1月1日以前に生まれた人)

【⑧特定親族】 所得者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満(平成 16 年 1 月 2 日から平成 20 年 1 月 1 日までの間に生まれ た人)の親族(児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除きます。)で、 令和8年中の所得の見積額が58万円超123万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円超188万円以下)の人

【⑨源泉控除対象親族】 ⑤の控除対象扶養親族又は⑧の特定親族のうち令和8年中の所得の見積額が 100 万円以下(給与所得だ けの場合は、給与の収入金額が165万円以下)の人のいずれかに該当する人

(注) 親族の双方がお互いに特定親族に係る控除の適用を受けることや、特定親族に係る控除の適用を受けている親族を特定親族 として控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

【⑩同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を 常況としている人

【⑪障害者(特別障害者)】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人

- 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人・・・・・全て特別障害者になります。
- ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人・・・・・このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者にな ります。
- ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人・・・・・このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。
- ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人・・・・・このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別 障害者になります。
- ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの 人は、特別障害者になります。
- へ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人・・・・・全て特別障害者になり ます。
- ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。
- チ 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の人(昭和 37 年1月1日以前に生まれた人)で、市町村長、特別区の区長や福祉 事務所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障 害がある人は、特別障害者になります。

【⑫同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一に するその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑪寡婦】 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和8年中の所得の見積額が500万円以下(給与所得だけの場合は、 給与の収入金額が 6,777,778 円以下)、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人(⑭のひ とり親に該当する人を除きます。)

- イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、④の扶養親族を有する人
- ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人

【⑪ひとり親】 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和8年中の所得の見積額が 500 万円以下、かつ、その所得者と 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人

- イ 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人
- ロ その所得者と生計を一にする子(他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者を除き、令和8年中の総所 得金額等の見積額が58万円以下の子に限ります。)を有する人

【⑮勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人

- イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を 受ける訓練生であること。
- ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます。)があること。
- ハ 令和8年中の所得の見積額が85万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下)であって、そのうち給 与所得等以外の所得が10万円以下であること。